

◎新潟県告示第732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、南魚沼市の五城土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年6月9日

新潟県南魚沼地域振興局長

1 退任

監事 南魚沼市畔地223番地 梶山 健一

退任年月日 平成29年4月3日